

長洲町公告第50号

地方自治法施行令第167条の6及び一般競争入札による町有地売払い要領第2条の規定により、条件付き一般競争入札による町有地の売払いを下記のとおり公告する。

令和8年9月1日

長洲町長 田 成 修 一

条件付き一般競争入札による町有地の売払い

1 入札物件

物件 番号	所在地	区分	地目	地積 (実測: m ²)	最低 売却価格 (円)
④	玉名郡長洲町大字清源寺 1890 番 9	土地	宅地	234. 31	3, 490, 000
⑤	玉名郡長洲町大字清源寺 1890 番 10	土地	宅地	234. 32	3, 400, 000
⑥	玉名郡長洲町大字清源寺 1890 番 12	土地	宅地	325. 36	4, 230, 000

※物件番号は、当該分譲地全体における区画番号による。

2 入札参加者の資格及び入札の参加方法

(1) 入札参加者の資格

- ①個人又は法人であること。ただし、2名以上の連名（共有）による入札参加も可とする。
- ②未成年者及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者を除く。
- ③自己の所有財産について現に強制執行の措置を受けておらず、かつ、租税その他公課を滞納していない者。
- ④当該町有財産の売払事務に従事する長洲町職員でないこと。
- ⑤長洲町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。また、法人にあっては、その役員又は経営に実質的に関与している者が、これらに該当しないこと。

(2) 入札の参加方法

①参加申込み

入札参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて申し込むこと。

区分	必要書類
法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、納税証明書（滞納がないことを証するもの）、印鑑登録証明書
個人	身分証明書（本籍地の市区町村が発行するもの）、納税証明書（滞納がないことを証するもの）、印鑑登録証明書

※共有による申込みの場合は、共有者全員分の必要書類を提出すること。代表者を選任する場合は、代表者選任届又は委任状を併せて提出すること。

②申込み期間及び時間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月16日（金）までの午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。申込みは持参に限り、郵送、電子メール及びFAXによる申込みは受け付けない。

③申込み場所

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

長洲町役場総務課 財務係 電話 0968-78-3178

電子メール zaisei@town.nagasu.lg.jp

（3）事前質問

事前質問については、令和8年9月25日（金）までとし、令和8年9月30日（水）までに町ホームページ上に回答を掲載する。なお、9月26日（土）以降の質問については、原則として受け付けない。また、質問は電子メールによるものとし、様式は任意とする。

（4）入札参加資格の決定

提出された入札参加申込書及び添付書類を審査し、参加資格の有無を令和8年10月30日（金）までに電子メールにより通知する。

3 入札日及び落札者の決定方法

（1）入札及び開札の日時、場所

①入札日、受付時間及び入札時刻

令和8年11月6日（金）

順番	受付時間	入札時刻
1	9：50まで	10：00
2	10：20まで	10：30
3	10：50まで	11：00

※受付時間までに受付を完了しない場合は、当該入札に参加できないものとする。

②開札日時 入札時刻に直ちに入札会場で開札を行う。

③場 所 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地
長洲町役場3階 中会議室

④入札の物件の順番 入札を行う物件の順番は、事前申込みにおける購入希望者数が多い物件番号の順とし、希望者数が同数の場合は、物件番号の小さい順とする。なお、いずれかの物件の落札者となった者は、それ以降の入札に参加できないものとする。

※順番は10月30日（金）までにホームページ上に掲載する。

（2）落札者の決定方法

①開札の結果、町の最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者とする。

②前号の場合において、最高価格で入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ

を引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない町職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者に付する条件

① 契約締結日から2年以内に当該落札物件の敷地内に一戸建て専用住宅の建設に着手すること。

② 落札者は、売買物件を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ町に届け出るとともに、当該譲受人に対し、本公告及び売買契約に基づき承継すべき義務を承継させること。

③ 落札者は、本公告、関係書類及び売買契約書案の内容を承諾のうえ、売買契約を締結すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(5) 無効入札となる事項

① 入札資格のない者が入札したとき。

② 同一の入札について2通以上の入札書を提出したとき。

③ 代理人が委任状を提出しないとき、又は他人の代理人を兼ね、若しくは2人以上の代理人をしたとき。

④ 入札書に日付、入札者の記名及び押印がないとき、又は金額を訂正したとき。

※入札書の日付は、令和8年11月6日とする。

⑤ 談合その他不正の行為があったと認められるとき。

⑥ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

4 契約の締結等

(1) 売買契約の締結期限及び契約保証金

落札者は、落札決定の日から10日以内に、町が指定する契約書により売買契約を締結しなければならない。

※契約保証金については、落札金額の10%に相当する額を、契約締結日から10日以内に、町が発行する納付書により指定金融機関で納付するものとする。なお、期限までに契約保証金を納付しない場合は、町は売買契約を解除することができる。

(2) 契約締結場所

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地 長洲町役場 総務課

(3) 売買代金の支払い

契約保証金を売買代金の一部に充当し、契約保証金控除後の残額を、契約締結日から3か月以内に一括で支払うものとする。

(4) 所有権の移転、引渡し及び費用負担

所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転し、売買物件は現状有姿で引き渡すものとする。所有権移転登記に要する費用その他契約の締結及び履行に必要な費用は、落札者の負担とする。

(5) 契約不適合責任

落札者は、関係書類及び現地を確認した上で申し込むものとし、町は売買物件につい

て契約不適合責任を負わない。ただし、町が知りながら落札者に告げなかった事実については、この限りでない。

(6) 契約解除及び違約金

契約締結後、落札者が本公告に定める条件又は売買契約書に定める義務に違反した場合は、町は売買契約を解除し、売買契約書の定めにより、違約金、損害賠償金その他必要な費用の支払を求める場合がある。

5 その他

この公告に定めるもののほか、必要な事項は、関係書類及び町の指示によるものとする。災害その他やむを得ない事情により、入札を中止し、又は延期する場合がある。